

令和5年鉾田市農業委員会3月定例総会議事録

日 時	令和5年3月24日（金）午後2時00分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長					
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	3番 宇佐見 達夫 4番 菅谷 美尚					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について					
	議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について					
	議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について					
	議案第 4 号 農地改良協議に対する同意について					
	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について					
	議案第 6 号 令和5年度農作業臨時雇標準賃金の決定について					
	議案第 7 号 農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)					

	<p>及び最適化活動の目標の決定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について</p> <p>報告第 4 号 農地法制限除外の届出について</p> <p>報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>報告第 6 号 農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について</p> <p>そ の 他</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>定刻となりましたので、令和 5 年銚田市農業委員会 3 月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうも、皆さん、こんにちは。忙しい中、当委員会に出席くださいます、ありがとうございます。</p> <p>銚田市のほうもコロナのほうも、ずっと毎日新聞に出ているのですけれども、ゼロという日がだいぶ多くなってきましたので、非常にありがたいことだと思っております。マスクのほうも、取れ出してから 1 週間くらいで、あと自由だということで、個別とすることで、だけれども、あまり人のいるところでは、癖になってしまって、私もコンビニとかそういうところに寄ったときにはマスクを忘れたなと思って取りに行ったと思うので、そういう関係で癖になっていることが、皆さん、そういうことで非常に苦労していると思えますけれども、このまま落ち着いて、感染がなければ非常にいいことだと思います。</p> <p>世界的に見ましても、ウクライナのほうでは 1 年以上もロシアの侵攻で戦争をやっている国もあれば、外交的にそれにしわ寄せが来て、農家の方が非常に、農家の使うビニール、またハウスの鉄骨、肥料、飼料、その他全て値上がりしております。その値上がりした分、皆さんが作っている農作物は一向に上がっている気配はありません。私の周りも大分ニンジン、今、捨てているところがあります。大体半分以上、畑に放置されております。これは非常に、捨てていて、もったいないなと思えますけれども、せっかく半年、1 年近くもかけて、10 か月もかけてニンジン等を作っていながら、キャベ</p>

	<p>ツを作っていないながら、最後には値段が採算が合わないからということで、ロータリーかけてかき回すような、こういう状態。ところが、そのほかの農作物を、部品とか飼料とか売っている会社は廃棄処分ということは考えておりません。あくまでも計算されて、商品の値段を決めております。農家の方は自分で金額を決められない。これが非常に農家を苦しめている現状でございます。物価の上がった分、農家の野菜、作っているものがそれに反映して上がれば、なおさらいいことなのですけれども、なかなかこれが消費者の観点から見ても、今のほうが高くなってしまったら困るな、何かなと思ってはおりますけれども、やはり作っている方にしてみれば、捨てるのは残念だと思っております。</p> <p>いろいろそういうことで、非常に残念だとは思いますが、皆さんは農地のほう、いろいろ守っていただいて、監視していただいたり、やっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>今日も一日、慎重審議のほうよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、3番 宇佐見達夫 委員、</p>

	<p>4番 菅谷美尚 委員の両名を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。 2番 坪沼委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより議事に入ります。</p>
<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番から番号10番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番から番号10番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては10件、地目、田4筆、畑17筆、計21筆。面積は3万6,360平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買8件、普通贈与1件、代物弁済1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>森作秀裕委員</p>	<p>10番、森作です。番号1番についてご説明いたします。 譲受人、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さん、譲渡人、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんとの間で売買契約が</p>

<p>議 長</p> <p>齊藤新一委員</p>	<p>円満に結ばれたそうです。■■■さんは神奈川県にお住まいなのですが、■■■さんのお父さんと■■■さんは知人の間柄ということだそうです。■■■さんは、ニンジン、ホウレンソウ、ミニトマトを栽培して、出荷をされているということなので、それを条件いろいろありますが、問題ない案件だと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>13番、齊藤です。番号2番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■さんと、譲渡人、■■■さんは知人の間柄です。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、ミズナ、コマツナなど葉物野菜を中心にした農家です。経営面積も約3.2ヘクタールあり、若手後継者として熱心に取り組んでいます。葉物野菜を増産するため申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲受人は一年中農作業に従事し、地元消防団員として貢献しており、問題のない案件だと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>16番、山口です。</p> <p>譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは知人の間柄で、代物弁済ということで円満にまとまったということです。この案件は、1月にも代物弁済で出た案件で、その続きであるということですので。問題のない案件だと思いますので、審議のほどよろしく願いします。</p> <p>それでは、番号4番から番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>4番、菅谷です。4番について説明いたします。</p> <p>■■■さんは、家族、研修生、従業員さん、約10名でトマトを中心に作付している、地元でも有数の専業農家さんです。規模を拡大するため農地を探していたところ、家屋に隣接する土地を■■■と■■■との間で売買が成立したとのこと。買い取った農地は、ハウスを建設してトマトを作付するとのこと。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、5番について説明いたします。■■■さんは、父とバイトさんで、米、ネギを中心に作付する専業農家さんです。■■■さんと譲渡人の■■■さんは知人だそうです。■■■さんの農地を</p>

	<p>前々から借りて作付していた■■■さんに、買ってほしいという話が来て、円満に話がまとまったそうです。引き続き米を作付することです。問題のない案件とされますので、よろしくご審議ください。</p> <p>続きまして、6番についてご説明いたします。</p> <p>■■■さんは、葉物、サツマを中心として農業を営んでいるそうです。経営規模拡大のため農地を探していたところ、知人の紹介で、■■■さんから農地を譲り受けることになったそうです。買い取った農地は、サツマイモを作付することです。問題のない案件とされますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>5番、永井です。7番について説明いたします。</p> <p>■■■さんがこの土地を借りて作っていましたところ、今回、買って欲しくないかということで売買契約が決まったそうですので、よろしく審議をお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>5番、永井です。8番は会長の案件でございますが、代わりに私が説明させていただきます。</p> <p>譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは、近所の間柄でございます。このたび■■■さんが老齢になったということで、■■■さんに土地を持ってもらうということで売買がまとまったそうですので、よろしく審議をお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>17番、関根です。9番について説明します。</p> <p>今回の申請内容について、譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。契約は円満にまとまったようです。■■■さんは、甘藷などを中心とする農家であり、経営規模拡大のため、■■■、畑、1筆、2反5畝弱を取得するという事です。農地下限面積、従事日数とも、農地法第3条2項の許可要件を満たしていると考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、10番について説明します。</p> <p>譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんとは親族の間柄でございます。■■■さんの農業経営の安定を図るため、増量がま</p>



<p>議 長 齊藤新一委員</p>	<p>許可の日から令和5年3月31日までを令和5年6月30日までの一時転用に変更となっております。当初許可年月日、令和4年10月25日。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長 平沼要司委員</p>	<p>13番、齊藤です。1番について報告いたします。 去る3月15日に、11番、小沼委員、12番、永井委員、13番、齊藤と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、平沼です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。 この案件は、去年の10月に皆様にご報告した一時転用の案件なのですが、計画の変更説明します。場所は、地図1ページの左側を見てください。これは市内より銚田南小を過ぎて最初の交差点を右へ行きますと、現地に行きます。譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは、市の道路建設課の仲介ということで、このたび譲受人、■■■■さんが申請地に迂回路を造るということで、貸借契約が円満にまとまったということです。計画の変更が貸借期間ということで、今月の31日まででしたが、工事の遅れで6月30日までに変更になりました。問題ない案件と思われしますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>



議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり承認することに決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>許可を受けた土地、[REDACTED]，畑，164平方メートル。[REDACTED]，畑，77平方メートル。計2筆，241平方メートル。転用事業者，[REDACTED]，[REDACTED]。転用施設，変更前，変更後ともに自己住宅，80.02平方メートル。事由，許可を受けた土地だけで駐車場や排水設備を設ける計画だったが，南側の土地を無償で取得することができたため，計画変更して建築敷地を拡張したい。当初許可年月日，令和4年11月25日。なお，この案件は5条番号10番と同時申請となっております。</p> <p>詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 永井俊齋委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>12番，永井です。</p> <p>場所につきましては，地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては地元委員さんお願いいたします。</p> <p>申請地は，山林に囲まれた地域で，集団性の低い農地であり，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。</p>
議 長 海東一委員	<p>それでは，地元委員の説明を求めます。</p> <p>6番，海東です。申請番号2番について説明いたします。現況調査員の皆様，ご苦労さまでした。</p> <p>場所は，地図1ページ右側を御覧ください。串挽の信号機より西側へ700メートルぐらい先にあります。受け人，[REDACTED]さんと渡し人，[REDACTED]さんは親戚関係でございます。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは，5条許可申請を令和4年11月に受けましたが，南側の土地を無償で取得することができたため，計画を変更して建築敷地を拡張したいということで，計画変更申請が出されたということ</p>

<p>議 長</p>	<p>でございます。問題ない案件と思われまますので、よろしく審議のほどお願いします。なお、この後、5条の10番で、[REDACTED]さんのほうで申請を出しておりますので、また同じ場所に計画が出ていると思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり承認することに決定いたします。</p>
<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積78平方メートル。使用借人、[REDACTED]、工[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、搬入路78平方メートル。事由、既設の携帯電話アンテナ基地局改修工事を行うため、資機材等の搬入路として利用したい。許可の日から1年間の一時転用となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p>

	<p>以上でございます。</p>
<p>議長 齊藤新一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番、齊藤です。1番について報告いたします。 場所については、地図2ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の一部であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長 平沼要司委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、平沼です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。 1番についてご報告いたします。農地の一時転用ということで、地図2ページの左側です。場所は、銚田市内より湖岸道路を二重作方面に向かい、安塚地内にある■■■■さんの前の道路を左に行って800メートルぐらいの場所にあります。譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは知人の関係でございます。このたび■■■■さんが申請地に工事用の仮設道路を造るということで、貸借契約が円満にまとまったということでございます。追加情報といたしまして、■■■■さんが電波塔の改修工事を行うということです。工事期間が令和5年の上旬から令和6年3月下旬ということで、実際の工事の期間は、この間の2か月の最後となります。工事終わり次第、原状復旧するということです。問題ない案件と思われまので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積495平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅124.21平方メートル。事由、家族3人で住んでいる住宅が国道51号線拡幅工事のため、自己住宅敷地が買収となり転居することになったため、新たな居住地として申請地を譲り受けて自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 齊藤新一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番、齊藤です。2番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図2ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 新堀隆委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番の新堀です。</p> <p>場所は、地図の2ページの右側でございます。このたび[REDACTED]さんが、家族3人が住んでいる住宅が国道51号線、子生近辺だそうですが、拡幅工事のため自己住宅敷地が買収となり転居することになりました。新たな住宅地として申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいとのこと。申請地は、鉾田北小から南へ300メートルほどのところにありまして、鉾田北中も徒歩圏にあります。周辺にはアパートや一戸建てが数多く建てられておりまして、鉾田市北部の文教地区の感があります。道路の反対側、トラックのようなものがあるのですが、これは小学校でもなくて、以前に[REDACTED]さんという方がサラブレッドの調教に使っていた敷地だそうです。以上のような観点から、住宅地として差し支えない案件と思われるので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議	長	<p>それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>番号3番、権利、売買。申請地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、畑、面積493平方メートル。譲受人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。譲渡人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。転用施設、資材置場、駐車場493平方メートル。事由、家族3人で住んでいる住宅が国道51号線拡幅工事のため自己住宅敷地が買収となり、転居することになりました。土木業を営んでおり、資材置場も移転する必要があるため、自己住宅に隣接する申請地に資材置場と駐車場を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p>
齊藤新一委員		<p>13番、齊藤です。3番について報告いたします。 場所については、地図3ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は、先ほどの<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>さんの申請地の隣であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
議	長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>



	<p>つきましては、地元委員さんお願いします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の一角にあり、居宅と隣接する駐車場として例外的に許可できる農地であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。なお、この案件は既に駐車場として使用されており、始末書が添付されております。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>4番、菅谷です。4番についてご説明いたします。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。</p> <p>場所は、地図3ページ右側になります。県道18号線、梶山セブンイレブンの信号を鹿嶋方面に向かい、約500メートル地点を右折してすぐの場所になります。譲受人と譲渡人は親子の関係だそうです。自宅の隣接地を農地法の許可を得ず駐車場として使用していたため、是正の申請をしたいとのこと。なお、始末書添付となっております。よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号5番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積129平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場129平方メートル。事由、現在の住宅敷地内の駐車スペース</p>

議 長	<p>が手狭なため申請地に駐車場を整備したい。      詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。      以上でございます。</p>
永井俊齋委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>12番、永井です。5番についてご報告いたします。      場所については、地図4ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。      申請地は、現地調査意見書のとおり、整然と整備された水田の一角に住宅が点在し、自宅に隣接する農地に駐車場として例外的に第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>引き続きまして、5番について説明いたします。      場所は、地図4ページ左側になります。先ほどの案件の左側になります。譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは、昔から隣人で友人の関係だそうです。■■■さんの住宅の駐車スペースが手狭になり、隣地の申請地を整備して使用したいとのこと。問題のない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。      これより採決いたします。      番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>



<p>事務局</p>	<p>番号6番, 権利, 使用貸借。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積396平方メートル。使用借人, [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 自己住宅153.19平方メートル。事由, 現在実家で親と同居しているが, 手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>小沼正委員</p>	<p>11番, 小沼です。申請番号6番について報告いたします。</p> <p>場所については, 地図4ページの右側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願いいたします。</p> <p>申請地は, 集団的に存在する農地についてであり, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>窪伸衛委員</p>	<p>15番, 窪です。6番についてご説明いたします。現況調査員の皆様, ご苦労さまでした。</p> <p>場所は地図4ページ右側になります。旭東小学校正門から約300メートル南下した右側住宅地の奥になります。貸し手, [REDACTED]さんと借り手, [REDACTED]さんは, 祖父と孫の関係でございます。このたび貸借契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは現在両親と同居しております。結婚して子供が誕生する予定で, 同居している実家では手狭なため, 申請地に自己住宅を建設したいということでございます。問題のない案件と思われるので, よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号6番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませ</p>

	んか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号7番、権利、売買。申請地、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、地目、田、面積531平方メートル。譲受人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。譲渡人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。転用施設、自己住宅101.85平方メートル。事由、現在実家で親と同居しているが、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	12番、永井です。申請番号7番についてご報告いたします。場所については、地図5ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、整然と耕地整理された水田地帯にあり、集落接続として接続し、自己住宅として例外的に許可できる。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。申請地7番について説明いたします。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図5ページ左側を御覧ください。申挽信号より東側へ700メートルの場所になります。受け人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんと渡し人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんは親戚の関係でございます。 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんは、現在実家で親と同居していますが、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建設したいということで売買がまとまったということでございます。現在は更地になっております。宅地面積500平方メートル以内であるのは31オーバーしておりますが、残して

議 長	<p>おいても使用価値がないと思われまので、家のために許可をお願いいたします。よろしく審議をお願いいたします。</p> <p>番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号8番、権利、売買。申請地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、田、面積1、318平方メートル。譲受人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。譲渡人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。転用施設、瓦リサイクル施設1、318平方メートル。事由、瓦工事業を営んでおりますが、申請地に屋根工事により発生する古瓦を建設資材として再生・再利用するリサイクル施設を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議 長 齊藤新一委員	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番、齊藤です。申請番号8番について報告いたします。場所については、地図5ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>申請地は山林近くの農地であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>



	<p>ため、申請地に自身の隠居用住宅を建築したい。  詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。  以上でございます。</p>
<p>議長  齊藤新一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番、齊藤です。申請番号9番について報告いたします。  場所については、地図6ページの左側です。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。  申請地は、家の宅地の隣にある農地であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用基準から判断して適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長  山口正重委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、山口です。現況調査員の皆さん、ご苦労さまです。  調査内容につきましては、現況調査員の報告のとおりでございます。  場所は、地図6ページの左側になります。県道114号線を鉾田から旭のほうに向かい、東野消防機庫、次の信号機を右に曲がり500メートルぐらい行った右側のところです。  譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは親子関係であります。現在、母屋に3世代5人が同居しておりますが、子供が結婚し手狭となるため、申請地に自身の隠居用住宅を建築したいということでございます。別に問題のない案件だと思っておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。  これより採決いたします。  番号9番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号10番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号10番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積72平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場72平方メートル。事由、平成4年11月25日に農地転用許可を受けた農地では住宅敷地が手狭なため、隣接する申請地に駐車場を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>永井俊齋委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>12番、永井です。申請番号10番についてご報告いたします。場所については、地図6ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>申請地は山林に囲まれた地域で、集団性の低い農地であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>海東一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>6番、海東です。申請番号10番について説明いたします。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。</p> <p>場所は、地図6ページ右側を御覧ください。申換信号より西側へ700メートルぐらいの場所にあります。受け人、[REDACTED]さんと渡し人、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、知人の関係でございます。先ほど説明した[REDACTED]さんと同居している方で、[REDACTED]さんのほうから申請の上がった分でございます。令和4年11月に農地転用許可を受けたものについては、駐車場の敷地が手狭なため、隣接する申請地に駐車場を設置したいということで、贈与がまとまったということでございます。問題はない案件と思われるので、よろしく審議のほどお願いいたします。</p>

議 長	番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号10番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号10番を申請どおり許可と決定いたします。  (議案第4号 農地改良協議に対する同意について)
議 長	議案第4号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、田、1、241平方メートル。 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、畑、77平方メートル。 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、畑、263平方メートル。 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、田、1、107平方メートル。計4筆、2、688平方メートル。申請人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。事由、田畑転換。期間は令和5年7月20日までとなっております。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。申請番号1番について報告いたします。 去る3月15日に、11番、小沼、12番、永井委員、13番、齊藤委員と事務局で現地調査をしてまいりました。

	<p>場所については、地図7ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。</p> <p>申請地は、休耕中の水田です。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>22番、井川です。現況調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図は7ページの左側です。北側は涸沼いこの村がありまして、県道大洗友部線があり、住宅地が隣接するところに申請地がございます。申請人の■■■■■さんは、ハウスでハウレンソウ栽培と水稻、米の農家で、米の専門農家であります。このたび客土をして経営規模拡大を図りたいということでございます。何ら問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>関連があるので、番号2番から番号4番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号2番から番号4番については、搬出先の事業が同一のものになるため、続けて説明いたします。</p> <p>番号2番、届出地、■■■■■，田，1，329平方メートル。申請人，■■■■■，■■■■■。番号3番、届出地，■■■■■，田，670平方メートル。申請人，■■■■■，■■■■■。番号4番、届出地，■■■■■，田，251平方メートル。申請人，■■■■■</p>



		<p>■■■■■，■■■■■。事由は、全て田畑転換であり、期間は全て令和5年6月30日までとなっております。 以上でございます。</p>
議 長		<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
小沼正委員		<p>11番、小沼です。申請番号2番、3番、4番については、箕輪地区同一地域であることから、まとめて報告させていただきます。 去る3月15日に、11番、小沼、12番、永井委員、13番、齊藤委員と事務局で現地調査を行いました。 場所については、申請番号2番は、地図7ページの右側の位置、申請番号3番は、地図8ページの左側の位置になります。申請番号4番は、地図8ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地は水田で、休耕中であります。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします</p>
議 長		<p>地元委員の説明を求めます。</p>
井川栄委員		<p>22番、井川です。この案件は、市が箕輪地区に建設中の野鳥公園の残土を利用して客土をすることになっているそうです。12月にもこの案件がありまして、残土がまだあるということで、県の敷地の隣接する農地、田んぼ、休耕地になっているのですけれども、そこに客土をしたいという申請でございます。何ら問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長		<p>それでは、番号2番から番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長		<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番から番号4番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議ないものと認め、番号2番から番号4番を協議どおり同意す</p>

	<p>ることに決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議長	<p>事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>申請件数につきましては27件、合計で34筆、面積9万2,147平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借27筆、使用貸借7筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、<span style="background-color: black; color: black;">      </span>番<span style="background-color: black; color: black;">      </span>委員の退席を求めます。</p> <p>(<span style="background-color: black; color: black;">      </span>番 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員退席 午後3時10分)</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第5号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議	長	<p>■■■番, ■■■委員の入場を認めます。</p> <p>(■■■番 ■■■委員入場 午後3時11分)</p>
		(議案第6号 令和5年度農作業臨時雇標準賃金の決定について)
議	長	議案第6号 「令和5年度農作業臨時雇標準賃金の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	局
		<p>この案件につきましては、先月の定例総会のとくに検討をお願いしたいということで、皆様に依頼した件でございます。ご意見等がありましたらご連絡願いたいとご依頼したところですが、特にご連絡がございませんでしたので、議案書のとおり上程いたしました。日雇作業につきましては、10月定例総会において変更しました額と変更はございません。請負作業につきましては変更ございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第6号 令和5年度農作業臨時雇標準賃金の決定については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(議案第7号 農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)及び最適化活動の目標の決定について)</p>
議 長	<p>議案第7号 「農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)及び最適化活動の目標の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>事務局の井川です。説明をさせていただきます。</p> <p>お手元に資料の1と①、②というのがあるかと思います。こちらにつきましては、昨年6月の総会でも議案として上げさせていただきました。これはどういうものかと言いますと、皆様がやっていたいている最適化活動につきましては農業委員会として指針、方針のようなもの、今後どういうふうやっていくかという指針をつかって、それに基づいた目標を毎年設定しなさいということが定められております。</p> <p>流れとしましては、年度末に目標を設定します。次の年の年度の目標です。翌年度の目標を設定しまして、それを農業会議のほうに出して確認をしてもらってから、インターネット等で公表する形になります。その目標を立てただけかといいますと、そうではなくて、新年度の4月には、皆様から活動日誌等提出していただいたりしておりますが、その内容等を集計等しまして、点検評価というのを5月の総会で実施して、その点検評価結果というのをホームページで公表するという形になります。何でもそうなのですが、見える化ということで、農業委員会でいいますと、今まであまり表面的にどういった活動しているかというのが分からないというところがあったのですが、そういったものも公表するということになっておりますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>何が昨年度から変わったかといいますと、資料1のほうです。基本的な考え方というところなのですが、基本的にはこれは文言の修正です。人・農地プランとか、そういったところが地域計画になっ</p>

たりとか、文言の修正をしております。目標とかそういったところは、現状とか、その辺の数字を修正しただけですので、基本的には流れは変わっていません。こういった目標かといいますと、遊休農地を解消させる。あとは、担い手へ集積させる。こちらは茨城県のほうで令和12年度までに66%にするという目標がございます。あとは、新規参入の促進等を目標としております。

資料2のほうを見ていただきまして、1ページ、最初のページでは農業委員とか推進委員の数とか、また農地の面積とか、そういったものが書いてありまして、その面から最適化活動の目標というのが載っております。こちら現状の農地の面積8,540ヘクタール、これまでの農地の集積面積と集積率がありまして、その下に、今年度はこれだけの面積を増やしますよというのがございます。こちらの数字につきましては、今現在、農業振興課のほうでこちら調査、集積率とかを出すのですけれども、それがまだ集計途中なので、それが終わってから若干の修正等がございます。それは4月の総会等において報告させていただきたいと思っております。

次に、遊休農地の解消。こちらは全部で106ヘクタール、今現在確認している状況です。そのうち、緑区分と黄色区分とあるのですが、左の関係が簡単に解消できるというような農地になってございます。

それと、新規参入の促進ということで、毎年これだけ、令和2年度、令和3年度と新規参入がございます。その下に目標というのがあるのですけれども、令和元年、2年、3年の農地の権利移譲の面積の平均、その1割を新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、ちょっと分かりづらいと思うのですが、これは推進委員とか農業委員の皆様が農地の所有者に確認していただいて、この農地は貸せるよと。新規の参入者が来たときに、この農地はすぐ貸せますよというのをどのくらい把握されているか。それが44.7ヘクタールを目標として把握していただいております。新規参入者が来たらすぐマッチングできるようにするというようにするための目標になります。

その下が、一番身近な目標なのですけれども、最適化活動の活動目標ということで、1人当たりの活動日数、これは月10日以上ということで、こちら昨年引き続きお願いしたいと思います。それと活動調査結果、これは昨年と同じです。あと、新規参入相談会での参加目標ということで、こちら昨年と同様になっております。基本的には、それほど大きく変わったところはないのですが、今回の場合は指針の文言の修正が主になっております。目標等につきましては、昨年度から大きく変わったということは特にございませんで、こちらのほうを3月総会で議決していただいて、4月になったら農業会議のほうに報告するという流れになっておりますので、よ

議 長	<p>ろしくご審議いただければと思います。 以上です。</p> <p>今の説明で分かりましたでしょうか。分からなかった場合には聞いてください。 これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 「農地等の利用の最適化に関する指針の見直し(案)について及び最適化活動の目標の決定について」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>5件の届出がございました。6筆で合計面積は3万4,347平方メートル、全て合意解約となっています。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>4件の届出がございました。37筆で、面積につきましては合計で10万219平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
<p>(報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>報告第3号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2件の許可処分を行っています。全て公売落札によるものとなっております。 以上でございます。</p>
<p>(報告第4号 農地法制限除外の届出について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1件の届出がございました。番号1番、届出地、 、地目、畑、面積199平方メートル。申請人、 、。転用目的は農業用倉庫となっております。</p>

	<p>以上でございます。</p> <p>(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p> <p>議長 続きまして、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事務局 法務局より2件の照会がございました。筆数は2筆で、地目、畑から宅地への変更が1筆、畑から原野への変更が1筆。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和5年3月15日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。</p> <p>(報告第6号 農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について)</p> <p>議長 報告第6号 「農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>事務局 相続税の納税猶予に関する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書につきましては1件、贈与税の納税猶予に関する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書につきましては1件、贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては3件、不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては3件、証明する期間及び交付日は、それぞれ議案書記載のとおりでございます。会長専決</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



		<p>処分により証明書の交付をいたしました。 以上でございます。</p>
議 長		<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議 長		<p>続きまして、「改正農地法に伴う農地法第3条の取り扱いについて」農地部会で協議をされましたので、農地部長から報告をお願いします。</p>
農 地 部 長		<p>農地部会から第1回農地部会会議の結果を報告いたします。 「改正農地法に伴う農地法第3条の取り扱いについて」を、2月定例総会終了後に農地部会で協議をいたしました。農地法改正に伴う下限面積要件が廃止のため、令和5年4月1日からの農地法第3条の取扱いについては、皆様のお手元にあります「資料3」のとおりとなりましたので、ご確認いただければと存じます。 協議をした結果、「下限面積要件廃止のホームページや広報での周知」、「新規就農などの場合は、市外の確認と同様にして地元委員と事務局で農機具類など農業を行うことができるか確認」、「地域との調和要件として、参入後に周辺農地に影響を与えたりしないように農薬、除草剤などの注意、地区の行事の参加など」をすることが必要であるといいたしました。 以上のとおり報告いたします。</p>
議 長		<p>農地部会の委員におかれましては、協議をいただきありがとうございました。4月からの農地法第3条の審査につきましては、農地部会の協議結果のとおりといたします。</p>
議 長		<p>続きまして、令和4年4月の臨時総会時に保留となっております、「農業委員の旅行親睦会の担当役員」の選出についてですが、今月選出をしたいと考えております。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>農業委員の旅行親睦会の担当役員ということで、こちらにつきましては農業委員の親睦の行事を実施するに当たりまして、担当役員を選んでいただいております。今までは、会長代理1名を筆頭に各地区2名選出で全員で7名の委員さんを選んでおりました。こちらについて今回選出していきたいと考えております。 以上でございます。</p>

議	長	<p>ただいま事務局で説明がありましたが、役割といたしましては、親睦旅行の計画や事務局職員の歓送迎会、納涼会、忘年会などが役割となっております。農業委員の親睦旅行、親睦会担当の役員をどのように選出したらよろしいでしょうか。</p> <p>(会長一任の声あり)</p>	
議	長	<p>それでは、会長一任の声がありましたので、選出させていただきます。まず、代理からお願いします。小沼代理、ひとつお願いいたします。</p> <p>こちらから、番号と名前を読み上げますので、ひとつ受けてください。3番、宇佐見委員、5番、永井委員、18番、海老原委員、19番、大貫委員、21番、菅谷委員、23番、箕輪委員、そのようにひとつしていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声あり)</p>	
議	長	<p>どうぞよろしくお願いします。</p> <p>そのようなことで、今述べた方よろしく、担当のほうお願いいたします。</p>	
議	長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。</p> <p>事務局、どうぞ。</p>	
事	務	局	<p>まず、お配りしてある資料の4のほうを御覧いただきたいと思います。銚田市農地賃借料情報、こちらにつきましては、毎年作成することとなっております。</p> <p>今回、令和4年1月から令和4年12月まで、昨年1年間に契約されました賃貸借契約に基づきまして、特殊な契約や使用貸借、そういった取引を除いて平均の金額を積算して作成いたしました。金額につきましては、10アール当たり、田につきましてはデータ数が65件で、平均額が1万4,600円、畑につきましてはデータ数274件で、平均額が1万4,300円となっております。その他の内容につきましては、お目通しのほどお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>そのほかに何かありましたらお願いいたします。事務局からどうぞ。</p>	
事	務	局	<p>すみません。事務局のほうから、活動日誌の様式の変更について、</p>

ちょっとご説明させていただきます。

まず、紫色の冊子をお配りさせていただいたと思うのですが、昨年度はオレンジというか、肌色っぽい冊子だったと思います。色が変わって、あと書かれている内容が若干変わっているようなので、書き方については同じになります。

銚田市の場合は、それとは別に提出用の活動日誌ということで、様式をお渡ししているところです。今回は、その活動日誌の様式の変更ということで説明させていただきます。

活動様式の変更についてという4枚つづりのものがあると思うのですが、今回変更したものは、次のページ、様式、何も書いていない様式と記載例と最適化活動の中身が書いてありますが、今回、変更になりましたのは、項目を従来の4つから5つに変えました。

まず、表面に1という、法令による農業委員会の権限事項、総会出席、現地確認、あとは事前相談とか、そういったものがここになります。

2として、農地の集積、集約化、出し手と受け手の意向把握、話し合い活動の参加、関係機関、行政機関などの講習。あとは、推進委員ですけれども、総会に参加して意見陳述。

次の裏面に、3番として、遊休農地の発生防止・解消、現地確認、利用意向調査、所有者不明土地の調査、遊休農地の解消活動というものがあります。

4番としまして、新規参入の促進活動、新規就農者の相談対応。よく事務局から電話があるかなと思うのですが、新規就農で農地を探している方がいるので、相談に乗ってくださいと。そういった場合はこの活動に入ります。

それと、5番として、法人化、その他農業経営合理化、農業一般に関する情報提供等ということで、こちらはその他通知、農業者年金の普及推進、全国農業新聞の普及推進、家族経営協定なんかはこれに入ることになります。

2番としまして、月数を記載しませんでした。これはどういうことかといいますと、記載例というか、フラットの用紙を見ても、何月というところが未記入にしてあります。ですので、今回15部、皆さんのクリアファイルの中に15部入っております。ですので、毎月1枚でしたら12部で大丈夫なのですが、足りなくなった場合は全部使っていただいて、それでも足りなくなった場合には、事務局のほうに言っていただければ、いつでも印刷いたしますので、よろしくをお願いします。

次のページ、農地の集積、集約化、総会に参加する、意見陳述というのを加えましたということで、こちらは推進委員さんが総会に参加して意見を述べる。農地の最適化とか、そういったことに対して意見を述べる機会を与えるということが、銚田市ではちょっとま

	<p>だあまり具体的に実施していないのですが、令和5年度につきましては、そちらを実施していこうということで考えております。</p> <p>あと、変わった点としますと、裏面の一番下に、事務局が記入する欄を設けました。こちら、毎回集計しているのですけれども、項目が違ふところに記載されていたりとか、耕作放棄地の解消のところに集積のほうに記載されていたりとか、法令による農業委員会の権限事項のほうに記載されたりとかありましたので、そちらのほうの項目を細かく分けて、1から4まで分けて集計しております。</p> <p>集計するのは、2と3と4となっているのをお気づきだと思います。こちらの資料の一番後ろにこういった横書きの最適化活動記録簿記入例というのがあると思うのですけれども、こちらに色が染められているところ、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進活動で、こちらの活動でないと、目標としています月に1人10日以上という活動等にはカウントされないことになっております。ですので、今年度、皆さんが出していただいたものにつきましても、カウントされていない日はあります。ですので、なるべくこちらの2番、担い手への農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進活動というところに力を入れていただいて、活動日誌の提出もよろしくお願ひしたいと思います。活動につきまして、不明な点等ございましたら、事務局のほうにご連絡いただければご説明いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほかにありますか。どうぞ。</p>
<p>新堀隆委員</p>	<p>1番の新堀です。</p> <p>先ほど資料が、早く終わってしまったので、ちょっと確認してみましたら、議案第5号、16ページ、17ページ、18ページ、19ページのところなのですが、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんという方が随分たくさんお借りになって、賃貸借だと思うのですけれども、この方は土浦市神立のほうにお住まい、住所がそうなっているのですけれども、元は中国人ですよ、この人。中国人で、どういう形で結局、今、日本で永住権か何か取得しているのですか。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局のほうから。</p> <p>新堀委員のおっしゃるとおりです。こちらの方は、もともとは外国籍の方ですけれども、永住権を取得しまして農地のほうを取得したりしている方です。今回、確かに名前がいっぱい出ていると思うのですけれども、こちらにつきましては、青柳地区の推進委員の方が中心になって、かなり荒れている遊休農地の部分について、まとまった形で集積ができたという成果があそこに出ているというこ</p>

新堀隆委員	<p>とになります。</p> <p>最近、トラクター乗れると、確かにみんな農地で、面積も少ないところ、たくさん集積して、荒地をきれいにしてくれるという感じでお借りしていると思うのですが、現在住んでいるところ、上富田、下富田、何か近くに住んでいると思う。何か知らないけれども、この土浦市神立のところにまだ住所があるのですか。こっち富田ではなくて。</p>
事務局	住所は土浦、ちょっと……
議長	すみません。静粛にしてください。すみません。静かにしてください。
事務局	<p>ご住所は土浦です。ただ、そちらのほうに拠点となる場所がありまして、ですからそっちに重機とか、トラクターとか、そういったのがあるので、資材等もあるので、そこを拠点にして作付するというので農地利用計画も出されておりますので、こちらとしては、それで受けております。</p>
新堀隆委員	<p>それで、これだけの面積、この方、農業もあまり、こちらに来たときに、こちらに来たときに現地も立ち会っていたのですけれども、農地、機械も結局前の方が使っていたのもの古い機械だったのです。それで、あまりたくさん面積を作れるような感じではなくて、農協でハウレンソウか何か出荷する予定でいますけれども、そんなに、こんな面積できる人なのですか。そういうことは確認するのですか、これ。</p>
事務局	<p>基本的に利用権設定は、3条と違いまして、資格審査というか、細かく現地調査等までは行っておりません。ただ、貸す人との間に最適化推進委員が入って確認していると思いますので、その辺は問題ないかと思われまます。</p>
新堀隆委員	<p>そういう地元の係の人がいるのだと思いますけれども、万が一、中国人の方ちょっと変わったという言い方、こちらからという、国際的に弊害があるのですけれども、ちょっと感覚的に違うということがありまして、少し日本の土地の動かし方というのを言うべきかなと私は感じています。ですから、少し地元の人に定期的に見てもらっていただきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>いいですか。</p> <p>今、1番の新堀さんから指摘を受けましたけれども、それに幾らか関連することで、この農業委員会のことで、多分しゃべってもいいと思うのですが、その問題は、いつだったかな、水戸で農業委員会会長、局長会議というのがあった中で、農業会議、葉梨衛会長、来賓として農業審議会と、あと上月良祐参議院議員、私の記憶で、ちょっと日にちは忘れましたが、中国の方が農地を買うということが非常に多くなったということで、これをやはり農業委員会に任せるだと、正直言って政府では何の手も打てない。国籍を取得すれば、また国籍でなくても、永住権があれば買えるようなそういう状況だから、これを何とか、うまい法律をつくるような、そんな話はちょっと聞きました。日本人が中国に行って土地が買えたら、これは買ったりできるのだけれども、その逆でやって、買うことはできないということ。そういう話をして、これは対策的には、中国のほうの頭のほうが、農地を取得するような増えてしまうのではないかなという、そういう懸念を持っていたような話をしました。</p> <p>結局、なぜかというのは、農家の方が後継ぎがないから、どんどん、どんどん。それで、やはり3Kでないけれども、汚い、危険、きついということで、農家を後継ぐ人がいない。新規就農も少なくなってきたということで、やはりそれは農業が、私が最初に申し上げたとおり採算がなかなか合わないのです、ほかの企業から比べて。だから、そういう農家離れが多いのではないかなと。</p> <p>農家の作業というのは、天候に相当左右されます。これが一番。それで、不作だからといえば農作物が値下がりしても、値上がりしても、不作だから値上がり、それほどもうからないわけなのです。だから、後継ぎがないというのが、そういうところからだんだん来るのかなとは思っていましたが、政治家の方も、そういうことは頭に置いてやっていると思うのですが、なかなかお願いしても、動きが鈍いようでございます。それが現状でございます。</p> <p>だけれども、今さっき見たとおり、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんという、これはそう思ったけれども、本当はこの名前ではないのでしょうか。中国籍だから。中国生まれだから。日本の名前をあえてつけられたのでしょうか。これ違う名前だからよく覚えてほしい。都合のいいように。それは、日本でもそういうことも簡単にできる、簡単にと言ったらおかしいけれども、できるわけなのです。と思うのです。名前。これは、日本人と結婚すればまた、そういう名前も何十年かたてば、その旦那の名字を使って、名前も使うことができる。そういう法律がされていないということは言っていました。そういうことです。</p> <p>事務局から。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>確かに外国人の農地取得は増えているとは思いますが。ただ、外国</p>

	<p>人が農地を取得して耕作してもらわないと、遊休農地がどんどん、どんどん増えていくというのも事実なので、実際日本人が取得していても耕作していない方はいらっしゃいます。外国人もきちんとやって、大きくやっけていらっしゃる方も、人を雇ってやっけていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺は農家の方が農業をちゃんと、日本人、外国人関係なくちゃんとやっているかどうかというのを農業委員さん、推進委員さん、事務局もそうですけれども、含めて、こちらは各委員パトロールしていただくというのが、取りあえずその法律が、永住権取得していれば外国人の人でもできるというのが変わらない限りは、そういったところで確認していくしかないのかなと、私としては思っておりますので、皆さんもその辺はきちんと確認していただければと思います。</p> <p>議長 長 事務局でいろいろ、日本の方がやらないと耕作放棄地になって、荒れることもあるから、あとは難しいところだと思いますけれども。</p> <p>議長 長 そのほか、何か皆様からありましたらばお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>議長 長 それでは、議事日程を全て終了しました。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時54分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">議長 (会長) _____</p> <p style="text-align: center;">3 番 委 員 _____</p> <p style="text-align: center;">4 番 委 員 _____</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------